

平成21年第4回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成21年6月5日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時43分

◎出席議員（18名）

2番	渡辺健寿君	3番	久保居光一郎君
4番	高德正治君	5番	五味渕博君
6番	沼田邦彦君	7番	佐藤昇市君
8番	佐藤雄次郎君	9番	野木勝君
10番	大橋洋一君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（1名）

1番 松本勝栄君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤照雄君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
総務課課長（危機管理担当）	平山孝夫君
税務課長	羽石浩之君
市民課長	高橋博君
こども課長	堀江久雄君
農政課長	荻野目茂君
商工観光課長	鈴木重男君

環境課長	小川祥一君
都市建設課長	岡清隆君
上下水道課長	栗野育夫君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君

◎事務局職員出席者

事務局長	澤村俊夫
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

日程 第 3 決議案第1号 とちぎ未来開拓プログラムにおける出先機関の統廃合計
画の再検討を求める決議について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（水上正治君） おはようございます。きょう最終日ですけれども、連日ご苦労さまでございます。また、傍聴の皆さん、大変朝早くからご苦労さまでございます。

ただいま出席している議員は18名です。1番松本議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（水上正治君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に基づき16番平塚英教君の発言を許します。

16番平塚英教君。

[16番 平塚英教君 登壇]

○16番（平塚英教君） 6月定例議会の最終日でございます。一般質問7人目、最後というところでございます。質問通告順に従いまして質問をしてみたいと思っておりますので、執行部におかれましては明確な前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、市の緊急経済対策の充実についてお尋ねいたします。政府が5月29日に発表しました経済統計によりますと、4月の完全失業率は5%になり、5.5カ月ぶりに5%台に達しております。4月の有効求人倍率は0.46倍、過去最低ということでもあります。このうち、正社員が0.27倍ということで、前年同期の半分に落ち込んでいるということでもあります。自動車、家電など製造業での雇用破壊が進み、昨年10月からことし6月までに失職される非正規労働者は約21万6,000人とされており、完全失業者は全国で346万人に達しております。

政府は鉱工業生産は持ち直し始めたとしておりますが、輸出大企業を中心に在庫調整、雇用調整を急激に進めた結果、雇用情勢が一段と悪化し、個人消費が低迷し、GDP国内総生産も1月から3月期、年率換算で15.2%減の2期連続の戦後最悪の数値を更新しております。GDP減少の影響度はマイナス2.6%で、内需減退が大きく響いております。

2008年度、昨年度の実質経済成長率は3.5%減と戦後最悪であります。大企業の不当な雇用破壊の放置は労働者の暮らしを守れないだけでなく、日本経済の再生にも大変な影響を

及ぼしております。そういう中で、政府は総額14兆円もの追加補正を国会を通しましたけれども、大企業、ゼネコンに大盤振る舞いを行い、国民には今回限りのばらまきで一定的、限定的な生活対策に過ぎず、その財源は10兆円にも上る赤字国債発行を行い、やがて消費税増税でツケを国民に回す内容のものとなっております。

日本経済再生についても、地域経済活性化についても、雇用を守る対策がいよいよ強く求められております。那須烏山管内の4月期の月間有効求職者数は1,242人であり、月間有効求人数は276人で、有効求人倍率は0.22倍ということであり、前年同期から比較しますとマイナス0.62倍ということであり、4月期に就職できた方は66名でありました。

市緊急経済対策につきましては、今回、定例議会一般質問7名おりましたが、その中で4名の議員が質問される。極めて深刻で重要な課題だということを物語っているのではないのでしょうか。9月いっぱい閉鎖を予定している80人近く働く事業所があるということが表面化するなど、景気悪化、雇用情勢の厳しさを増す中で、本市の緊急経済対策の充実として失業者の生活安定、再就職を促進するための支援対策を関係機関と連携を図り、最大限の努力を行っていただきたいと思いますが、改めて明確な対策を求めるものであります。

続きまして、農政改革についてお尋ねいたします。麻生内閣が農政見直しを進めておりますが、日本農業の衰退に歯どめがかからず、農村の疲弊がますます深刻化する中で、農政の抜本的な転換は不可欠であります。しかし、農政見直しの政府作業からは、農業を再生させる政策的枠組みが見えてまいりません。この農政改革は、関係閣僚会合のもとに、各省官僚らが主体となって特命チームがつくられ作業にあたっております。

4月17日の閣僚会合に改革のテーマを報告しました。改革のポイントは米の減反見直し、農業所得の拡大、農地の有効活用、担い手の育成確保、食の安全性の向上などですが、減反の見直し1つを見ましても、制度の変更パターンごとに米の生産量や価格、農家所得がどのように変わるのかのシミュレーションさえ明らかにされず、盛り込めませんでした。原案に明記された不公平感を一掃できる整合性ある農政体系を構築するとの中から、不公平感の一掃できるの1節さえ消されているのが実情であります。

麻生首相は石破農水相に減反見直しを含めた農政改革の見直し作業を加速するよう指示し、4月22日には特命チームが米の減反の見直しの5つのケースを調査し、減反全廃で米価が半額になるなどの試算を公表しました。米政策に関しましては、選択肢を示し、シミュレーションをもとに夏までに見直しの方向を決定し、来年度の概算要求に反映する方針とのこととなります。

改革の検討の方向では、食料自給率引き上げを農政目標から外す可能性を示唆しているとも

言われており、農政への新たな不安も引き起こしております。また、今回の14兆円の追加補正予算の中には、農地の貸借を全面自由化し、大企業の農業参入に大きく道を開く農地法改悪の成立を見越した農地の集約を加速させる経費も含まれております。

このように、国は米の減反見直しを含む農政改革を検討されておりますが、中山間地を多く抱えております本市の農業条件を踏まえ、市当局はこれら農政改革をどのように受けとめ、また本市の農政にどのように対策を検討されているのか、伺うものであります。

次に、国営塩那台地開発事業について質問いたします。この事業は、当時1市4町、現在では3市1町の畑地造成事業477ヘクタール、既畑の区画整理約82ヘクタールを実施し、畑地かんがい、及び水田用水補給約1,000ヘクタール以上を現在行っているものであります。この事業は昭和30年代に計画され、昭和49年11月に工事が着工され、平成5年3月に完了しているものであります。

現在は農地造成等の工事費の償還金の返済に努力され、平成21年度の償還が最終年度ということですが、中には大口の滞納を含む多額な滞納返済額が残されており、今、懸命に返済への個々の農家への理解と協力を求めて努力されているのが実態だそうであります。

現在の営農状況は、飼料作物、麦、大豆、果樹関係、野菜その他を作付けしておりますが、耕作されていない農地も多く残されており、償還が滞る要因ともなっております。今後の課題といたしましては、採算の合う農業収入の得られる営農推進と、償還金の完済を進める。また、用水補給に伴う施設や配水管の老朽化に伴う故障、修理、メンテナンスに伴う多額の経費負担が予想されます。

この事業は国営農地開発事業でありますから、国及び県、関係市町で責任を持って採算のとれる営農を推進し、償還や施設の維持管理にかかる経費についても最大限の支援体制をもって努力していただきたいと思いますが、市当局のご答弁を伺うものであります。

続きまして、市の義務教育施設や子育て支援施設等の統廃合に伴う廃校施設等の跡地利用のあり方について、公共施設跡地の利活用についてお尋ねするものであります。庁内に公共施設等跡地利用検討委員会を設置され、平成20年11月に公共施設跡地等に関する活用方針（第1期の素案）をまとめ、議会全員協議会に報告され、また、施設関係の地域におきまして説明会を開いて意見を聞いたということですが、その方針につきましては、1期は5つの施設が対象となっております。

1つは、旧境小学校の跡地の利活用であります。これにつきましては、現状のままか、更地にして民間等への売却あるいは貸付を進める。2つ目は、旧東小学校跡地の活用方針であります。これは現状のまま体育館等を含めて民間等への売却または貸付を進める。3番目が旧向田小学校跡地の利活用であります。5年程度をめどに公共施設として暫定的に利用する。その

間に公共施設全般の再編動向を見極めながら方針を検討していく。

4番目には興野小学校の跡地であります。これも向田小学校同様5年程度を目安に公共施設として断定的使う。校舎につきましては、原則として解体、更地にする。その間に公共施設全般の再編動向を見極めながら、方針を決定していくというようなことでもあります。向田保育所につきましては、施設を解体し、民間等へ売却するという方針であります。

この素案について、地元との話し合いを進めた結果、変更があるのかないのか。もし、この方針どおりで進めるということであれば、この処分や再利用については、どのように具体的に進めていくのか。これらを踏まえて、行政当局はこれらの市公共施設等跡地活用の今後の具体的な方針と進め方についてご回答いただきたいと思っております。

次に、母子と同様に父子家庭支援対策を求める件であります。母子家庭同様に父子家庭にも支援を願う問題について質問をいたします。母子家庭には児童扶養手当法に基づき児童扶養手当が支給されておりますが、父子家庭にはありません。その理由は、収入格差によるとのことであり、2006年の厚生省全国母子世帯等の調査によれば、母子家庭平均収入が213万円、父子家庭平均収入は421万円だそうであります。しかし、年収が300万円未満の父子家庭はそのうち37.2%を占めているということでもあります。

全国に9万世帯いる父子家庭の中で、2002年7月から全国で初めて母子家庭の児童扶養手当と同じ条件で父子家庭にも児童育成手当を導入したのが、栃木県の鹿沼市であります。その後、栃木県日光市におきましても、昨年の7月から導入されていると聞いております。本市におきましても、父子家庭にも母子家庭同等の支援を図り、次代を担う子供たちの福祉の平等の支援を実施していただきたいと思っておりますが、ご答弁を求めるものであります。

次に、わらび荘について質問をいたします。県立那珂川自然公園内に位置し、ミカンと棚田の里国見に接し、森林に包まれ風光明媚な立地環境のもとで、昭和55年6月に建設され、旧烏山町自然公園管理事業団が管理運営する国民宿舎として使用されてまいりましたが、平成13年12月から地元小原沢地区の有志によりますわらび荘管理運営組合と賃貸借契約を結び、リニューアルオープンして運営してきたわけであります。しかし、本年2月に経営を終了し、市に返還されているわけであります。

平成12年には長峰ビジターセンターが設置され、隣接しているバンガローやロッジ数棟を有する国見緑地公園サンライズ国見もあり、昨年から今年度にかけてわらび荘周辺の森林の伐採、間伐整備が行われ、また、国見の駐車場とわらび荘の裏山に展望台兼あずまやを現在、県林務事務所が建設中であります。

このようにわらび荘周辺の整備が整っている中で、これらの施設の中心的存在であるわらび荘の閉鎖は、地元にとって極めて寂しいものがあります。境地区活性化に逆行してしまいます。

市当局におかれましては、ぜひとも引き続いてわらび荘を国民宿舎的の公益性のある宿泊施設として再利用いただくよう、民間委託、指定管理も含めて利活用者がいないかどうか募集を図り、わらび荘の再活用をいただくようお願いしたいと思いますが、市長の温かいご答弁を求めますのであります。

最後に、通学路の安全対策について伺うものであります。上境から小木須地内に通じております県道山内上境線の男子沢地域につきましては、長い改良年月を通じまして整備が図られているわけですが、上境交差点から小木須一本杉まで1,848メートル、現在、改良工事が行われております一本杉から加熊住宅付近までが847メートル、この間、約2.7キロ間に夜間照明が全くなく、自転車で通学される高校生等の安全確保が危惧されている状況であります。

特に、上境、一の沢から一本杉までの男子沢部分は森林に覆われ、急な坂が長く続く交通難所であります。ぜひ、県関係機関と協議を図り、街灯を設置して、自転車通学される高校生等の安全対策を図っていただきたいと思いますが、ぜひとも温かいご答弁をお願いしまして、第1回目の質問を終わるものであります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは16番平塚英教議員から、市緊急経済対策の充実についてから通学路の安全対策についてまで7項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いまして、お答えを申し上げます。

まず、市緊急経済対策の充実についてでございます。平塚議員ご指摘のとおり、今般の世界経済危機は本市の経済、雇用にも大きな打撃を与えております。特に、市内企業の工場閉鎖によりまして、那須烏山市民が私の目の前で失業者になるという現実、私としても心痛極まりない思いであります。

一般質問初日の小森議員のご意見にもございましたが、殺伐とした現代社会にあって、那須烏山市くらいは温かいまちにしたいというものでありましたが、私も全く同感でありまして、本日の平塚議員のご指摘とともに虚心坦懐に受けとめている次第であります。

私が一番重きを置いている政策は、市民の皆様の少なくとも今の生活を守るため、社会保障の分野においてでき得る限りの力を尽くすということでありまして、工場閉鎖により失業された市民の方々の平均年齢は42歳と聞いております。まさに今、働き盛り、子育て盛りの世代であり、家のローン、子供の教育等に追われている中で、未曾有の生活不安に直面している姿が日々脳裏を離れません。

したがって、私は国、県等における雇用、失業対策を踏まえつつも、それだけでは対応

できない部分につきましては、担当課職員を中心とした知恵と汗の創出により、失業者の目線に立ったありとあらゆる助成施策や融資施策を形成して、関係機関等と連携協調して、展開をしていく所存でございます。平塚議員を初め市議会全体としても、ぜひご理解とご協力を心からお願い申し上げたいと思います。

なお、詳細な現状の認識、今後の対応方向に関する基本的な考えにつきましては、商工観光課長より補足説明をさせたいと思います。

次に、国の農政改革についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、現在、国においては稲転と称して始まってから約40年間続いてきました減反政策の見直し、戦後六十有余年続いてまいりました耕作主義を基本とした農地法の見直し、いわゆる平成の農地改革が進められているところであります。

これらの詳細な動向や内容及び本市における検討状況などにつきましては、後段で農政課長に補足説明をさせたいと思いますが、今次農業改革動向に対する私の所感を述べさせていただきます。

我が国の農業の現状、農業従事者の約6割は65歳以上で占められておりまして、高齢化が加速しているとともに、耕作放棄は39万ヘクタールまで拡大いたしまして、これは埼玉県の面積に匹敵するものであります。また、2005年度の農業者所得は3.4兆円に過ぎず、1999年度の6.1兆円からほぼ半減をいたしております。

さらに2076年度の食料自給率、カロリーベースでございますが、先進国最低の40%にとどまり、1965年度の73%から大幅に低下しているなど、このままいけば日本の農業は崩壊するのではないかという懸念が高まっています。

このようになってしまった原因が、長期にわたる減反政策や猫の目農政であり、また、耕作者主義を基本とした農地法が農地の利用権を狭めていたためと政府は見ているようでございます。

現在の改革の方向といたしましては、減反選択制の導入や農地利用権の個人や農外企業等への自由開放のようではありますが、いずれにいたしましても、地域農政を預かる私といたしましては、先人たちの努力により継承されてきた本市の豊かな農業、農村空間を子々孫々の代まで引き継ぐことができるよう、全力を傾注してまいりたい所存であります。

次に、国営塩那台地についてお答えいたします。国営塩那台地開発事業は、議員ご指摘のとおりであります。昭和49年から平成4年まで19年の歳月と180億円の経費を投じて行われました。工事の内容は大田原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町にまたがる580ヘクタールの畑地造成及び910ヘクタールの水田用水補給を行い、当時水利や地形からして零細経営を余儀なくされていた塩那台地を、首都圏の近郊という立地条件を背景に農畜産物の供給

基地とするものでございました。

事業が完了いたしまして16年が経過して、当事業に対する市の負担金も本年度をもって終了いたします。土地改良区の運営も現在では円滑に行われておりますが、賦課金の未納が問題となっているほか、造成した畑を有効利用して生産性の高い農業の実現を図ることが主な問題点になっております。

本市の状況ですが、農地造成が266ヘクタール、水田の用水補給が468ヘクタールございまして、合わせまして765戸の農家が関係いたしております。農地造成をした畑の主な作物は烏山地区が麦、大豆、飼料作物、ナシ、梅、クリなどであります。南那須地区が麦、大豆、飼料作物、花木などになっております。

昔はたばこや桑の産地でもありましたが、これらの作物も外国から安く輸入されるようになり、壊滅状態にあります。それにかわる特産物が見つかっておらず、塩那台地の営農につきましては、平成20年度に栃木県が中心になり、土地改良区の役員、関係行政機関をメンバーとする営農推進部会を立ち上げ、営農対策について検討を始めたところであります。

今後、広大な塩那台地を有効活用するためには、まず、麦や大豆、飼料作物などの土地利用型農業においては、農地の集積と認定農業者の育成を図り、水田、畑作経営所得安定対策などの補助を受けられるようにすること。また、女性や定年退職者による野菜栽培等の新たな取り組みも推進すること。また、さらに今次の農地法改正が実現されれば、農外企業等の農業参入が促進されますことから、これらによる農地の効率的な利用を支援するなど、土地改良区や関係機関と連携しながら、地元受益者とともに十分な話し合いを通じながら、塩那台地の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設跡地についてお答えをいたします。公共施設の跡地利用につきましては、議員各位にもご説明申し上げましたが、行政内部に公共施設跡地利用検討委員会を組織いたしまして、活用方針を策定してきたところであります。本年の2月には、活用方針の素案をもって市内4会場で住民説明会を開催し、活用方針の内容説明と市民意見等の集約を図ってまいったところであります。

市民の皆様方からは跡地利用に関するご提言、ご意見等をちょうだいいたしました。基本的な活用の考え方については、本活用方針をもっておおむね合意が得られたものと認識しているところでございます。

今後の具体的な利活用の進め方につきましては、この活用方針に基づきまして、施設ごとに計画を作成することといたしております。例えば公共施設として利用する場合には、公共施設全般の再編動向等を見極めながら、市民の意見を踏まえつつ、当該公共施設としての整備計画を策定し、推進していくこととなります。

また、公共施設以外として利用する場合には、市民の意見等を踏まえ、民間活力やノウハウを導入するための誘致計画を策定し、ホームページ等を活用し、具体的な提案募集を実施していくこととなります。

なお、誘致計画に基づく民間等への売却、貸付にあたりましては、鑑定評価による適正な価格設定や多様な利用提案の推進に努めるとともに、跡地利用の決定過程において、住民説明会を開催するなど、地域住民に配慮しながら、適正な公有財産の処分等を図ってまいりたいと考えております。

この公共施設の跡地につきましては、市民共通の貴重な財産であるとともに、全市的なまちづくりを踏まえた有用な資源でもあります。ときには機動的な対応も求められることもあります。将来にわたる行政需要をしっかりと見極め、熟慮した上での対応も必要と認識をいたしております。今後とも議員各位のご意見等も賜りながら推進をしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、父子家庭支援対策についてお答えいたします。ひとり親家庭に対する子育て支援のうち、母子、父子家庭ともに支援の対象としているのは県の制度でありますひとり親家庭医療費助成事業でございます。この事業は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に養育している者及びその児童に対し、その負担すべき医療費の一部を助成することにより、心身の健康の向上に寄与し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的といたしております。

平成21年5月1日現在、本市において父子家庭の登録数は11世帯ございまして、うち3世帯は所得制限により当該医療費助成の対象外となっております。

一方、議員ご指摘のとおり国の制度で母子福祉年金の見直しにより創設されました児童扶養手当制度は、支給対象を母子家庭に限定をいたしてございまして、父子家庭の受給は認められておりません。しかしながら、母子家庭のみならず、父子家庭におきましても、親が就業し、生計を維持しながら家事、育児をこなすという二役を担っているため、勤務時間の短縮や正規雇用から非正規雇用への勤務形態の変更を余儀なくされるなど、十分な所得を得ることが困難な状況に生じる場合がございます。

社会情勢、経済情勢が一層の厳しさを増しつつある昨今では、経済的支援を必要としている父子家庭が全国的に増加している状況にありますことから、全国市長会におきまして、父子家庭に対する手当等の経済的支援の実施を図るよう、国に対して要望がなされているところでもあります。

県内の状況であります。議員もご指摘のとおり、鹿沼市が平成14年から全国に先駆けて父子家庭に対する手当の支給を市独自の施策として行っております。また、昨年からは日光市も

同様の施策を開始をいたしたところでございます。私は本来保健、医療、福祉、教育の分野につきましては、全国どこでも平等にサービスを享受できることがあるべき姿であると考えております。

このようなことから、本市におきましては、県市長会を通じて父子家庭に対する児童扶養手当相当の支援の全県統一した実施につきまして、県に要望していきたく存じます。また、その一方で、定住促進といった観点から、定住意欲を高める魅力あるまちづくりの一環として、今後、父子家庭支援を含めた市独自の施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、わらび荘についてお答えいたします。わらび荘につきましては、昭和55年7月に旧烏山町において国民宿舎わらび荘としてスタートいたしまして、那珂川県立自然公園内の宿泊施設として多くの方々に利用されてまいりました。

その間、施設の老朽化に伴う度重なる修繕、管理者の変更等を経ながら、平成13年10月より地元小原沢のボランティア団体の方々のご努力とご熱意により運営をされてきたところでございますが、施設の老朽化や修繕費等の増嵩等諸般の事情により、ことし1月末に閉鎖状態となっている状況であります。

閉鎖後から今日に至るまで、個人の方からの借用の申し出等もございましたが、建物、敷地が県有地で県立自然公園の拠点に位置づけられた行政財産でありますことから、公共性の高い利用方法でないと土地の借用は困難との判断が県より示され、今後の対応に苦慮しているのが実情であります。

平塚議員のご質問がございました今後のわらび荘の再活用についてでございますが、県が設置をいたしております長峰ビジターセンターを初めとする周辺観光施設の関連性を踏まえつつ、改築、修繕を加えた場合の費用対効果を検証するとともに、わらび荘が立地する那珂川左岸地域は、市総合計画において「自然とふれ合う八溝の森ゾーン」として、那須烏山市の魅力が感じられる交流機能の形成を図るゾーンに位置づけられていることなども勘案をして、観光交流資源としての再活用の可能性を含めて、現在検討を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

通学路の安全対策についてお答えをいたします。県道山内上境線の男子沢地内におきましては、旧烏山町当時から年次計画で道路改修がなされまして、安全な道路に改修されまして、現在は小木須地区内で改修工事が行われております。

ご質問のこの改修をされました男子沢地内には、街灯がないので、県関係機関と協議の上、街灯を設置して自転車通学をする高校生等への安全確保に努められたいとのことでございます。議員ご指摘のとおり、この男子沢地内約3キロメートル弱は全く人家や街路灯がなく、自転車通学をする高校生等の安全走行には憂慮されているところであります。

市といたしましては、この問題を解消すべく、烏山土木事務所等の関係機関に対し、同地区内への街路灯設置要望書を提出いたしております。今後も引き続きこの街路灯の設置に向け、なお一層強く要望してまいりたいと考えております。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 市の緊急経済対策につきまして、補足説明を申し上げます。本年度雇用対策事業といたしまして実施しておりますふるさと雇用再生特別補助金、緊急雇用対策補助金が今回、国の補正予算によりまして拡充されましたことを受けまして、これを積極的に雇用促進を図るよう検討してまいりたいと考えております。詳細内容はまだ明示はされておりませんが、追加する内容といたしましては、例えば市で行っております介護、福祉、子育て、教育分野など、庁内の関係各課と協議の上、就労機会の創出、また今後、地域発展に寄与すると見込まれます事業が委託事業として対象事業となります。これを盛り込みまして、新たな雇用の創出に向けまして検討を図ってまいりたいと考えております。

また、あわせまして、再就職支援や雇用の維持のための支援につきましては、ハローワークでも実施しているところでございますが、それでも離職者の経済的負担、また企業の負担を伴うものでございますので、これを解消すべく市独自の施策といたしましてハローワーク等の支援策を補完する形での就労支援策を検討してまいりたいと存じます。

例えばでございますが、就業訓練期間中の生活支援、また企業において新規雇用を促進するために実習型、雇い入れですね、こういった雇用を実施した場合の支援、また、これ以上離職者を出さないために残業等を調整しておりますワークシェアリングというのが一般的でございます。こういった企業等に対する支援などが考えられます。

なお、今まで申し上げましたこの実施期間につきましては、今後の経済状況をかんがみまして、おおむね2年から3年が必要ではないかと考えております。また、今後も引き続きまして企業訪問を重ねるとともに、国、県、ハローワーク、商工会、工業関係団体などと連携を図りながら、企業の動向、また就労支援に関します情報の収集、また提供に努めてまいりたいと存じます。

以上説明を終わります。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 国の農政改革についての補足説明を申し上げます。この政策につきましては、米政策の5つのシミュレーションが示されまして、4月22日に農林省の特命チームが発表しまして、新聞等で報道されまして、既にご案内のこととっております。また、5月30日にも米の生産調整の見直しの、これも案でございますが、出されまして、その

内容は減反制度をやめまして麦、大豆の生産について所得保証方式の導入の提案とか、そういう提案がなされております。

要は、米政策につきましては、既に昭和42年からもう既に実施しているわけですが、価格支持から所得保証への構造改革と、そのようなご提案と私どもも認識しております。いずれにいたしましても、8月中までに農林水産省ではこの米政策についての中間報告を出すということを聞いておりますので、今後ともこの動向については注意を払って見守っていく。こういうことでございます。

なお、農林水産省では、国民アンケートも実施するという事に既に着手してございますし、過日OECD—経済開発協力機構では、日本への勧告として、米の生産調整をやめて消費者保護に取り組んだらよろしいのではないかと。そういうご提言も承っております。なお、この米政策等につきましては、JAの全中でも非現実的ではないという反対意見が出されておまして、また新聞報道、日本農業新聞の記事でございますが、少し割り引く必要もあるのかなと思っておりますが、生産者の76%は現在の転作制度の維持を希望している。こういう報道もなされてございます。

ちなみに、農林省が5つのシミュレーションを出しまして、現在よりさらに転作を10万ヘクタール強化する、現状維持、10万ヘクタール緩和する、さらに30万ヘクタール緩和する、生産調整を廃止する、そうしますと60万ヘクタールが米がつくれるわけですが、これを経営診断指標で試算してみますと、大変な数字になってくるわけでございます。県の農業経営技術課で経営診断表というのが出ておりますが、3ヘクタールの米をつくっている農家の場合、10アール当たりの所得保証は約5万8,000円ぐらいになっているわけでございます。これは家族経費は含んでおりません。

それが、この場合ですと1キロ当たりの米の単価が223円でございますが、最悪生産調整を廃止した場合は、米の単価は60キロで7,506円というような見通しになっております。1キロ125円でございますが、これを3ヘクタール農家の経営に当てはめた場合、10アール当たりの所得は6,400円になります。これは家族経費を含んでございません。

県の最低労働賃金は683円でございますので、この分も出ないということでございますので、このような状況については大変非現実的であると私どももこのように見ておまして、さらなる注意喚起をしていきたいと思っております。あわせて、農地改革の関係でございます。これにつきましては過日もご答弁申し上げたとおりでございますが、5月15日の衆議院で修正、3党合意で可決されておりますが、現在、参議院で審議しているという状況でございます。

この農地改革につきましては、昭和13年の農地調整法から（「いいです、時間がなくなっ

ちゅうから」の声あり)失礼しました。これについてもまだ審議中でございますので軽々には申し上げられませんが、省令等について十分な対応をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長(水上正治君) 16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) それでは、質問項目に沿って再質問を行いたいと思います。

まず、緊急経済対策であります。市のほうでも昨年の12月から、市のできる範囲内での緊急対策を取り組んだということでもあります。しかし、経済情勢や雇用悪化はそれ以後も日を追うごとに厳しさを増しているという状況であります。

先ほども触れましたが、大企業等が内部留保を抱えているにもかかわらず、経済が厳しいということで派遣社員の雇いどめとか派遣切りとかいうことをやりまして、非正規労働者が全国で21万6,000人も失業してしまった。それが正社員にまで影響しているわけでありまして、そういうのに我が党としては、大企業に雇用を守る責任を内部留保も含めて吐き出して、雇用を守る責任が企業にはあるという指導をなさいということでやっているのですが、なかなか自民党、公明党は大企業にものを言えないということで、これは進んでいないわけで雇用が非常に悪化しているわけであります。

そういう中で、これは3月18日の厚生労働省の援護局保護課長の、職や住まいを失った方への支援の徹底ということで、生活保護などを実施している機関においては、生活困窮者に対してこれを発見したり、本人の事情や状況に応じて関係機関と連携して、保護について迅速に対応をなさい。各自治体においても、というのは県だと思んですが、ホームレス担当当局と連携の上、これらの施策の充実を図れというような通達が出されております。

そういう中で、県のほうではとちぎ求職者総合支援センターというのを設けまして、宇都宮駅のところにセンターを構え、また、県内各地で就労相談、情報提供、能力開発、職業紹介とこの4つの仕事をしているということでもあります。これは県がやっているんですね。私が言いたいのは、雇用対策というのは厚生労働省、国の所管であります。今までは国の仕事を県とか市町村がやることにつきましては、二重行政だということでいろいろなところから批判を受けて、それぞれ縄張りがあって踏み込まないということでやられてきたわけでありまして、今の厳しい情勢のもとで、そんなことを言っていられないということで、雇用対策のハローワーク関係、それと、県の労政事務所ですね、それと、派遣などで職を失った方が職もない、住むところもないという方々を直ちに受け入れて保護するという生活保護ですね。こういう業種も含めて対応するというような方向に今変わっているんですね。

そういうのについて、本市におきましても、このような今までの縄張りではなくて、国、県、市というような体制でもって、こういう受け皿が目に見えるようにつくられているかどうか。

市民にわかるようにこれがちゃんとPRされているかどうか。その辺も含めまして、こういう体制の整備がされているかどうか。この辺の内容についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 市のほうでは、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、緊急雇用対策で市の職員として雇用した分が補正予算で説明したような状況でございます。人数的にも二十数名ほど雇用された形をとっておりますが、さらに先ほど言いましたように、雇用対策に関する大型補正予算がございましたので、それがまだ明示はされておりましたが、その関係もございまして、庁内でこれから検討していただくこととなりますが、できれば、さらに数十人規模の雇用を創出したいと考えています。

また、ご指摘の企業支援といえますか、これ以上失業者を出さないという政策が必要でございます。今までこういった政策は考えておりませんが、県内のほかの市におきましても、雇用調整助成金とかそういった10分の9程度ですよ、それで10分の1程度、いわゆる10分の15として企業のほうが負担が軽減されるといった政策を展開している市もございますので、そういったことをかんがみまして、本市におきましても独自政策といたしまして、これは財源がかなりかかるものでございまして、なおかつ期間も今年度だけだというわけにはいきませんので、これは財政当局ともまだこれから調整していかなければならないところもあるんですが、そういった事業を展開したいと考えております。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 生活保護との絡みでございますが、先日も全国の福祉事務所長会議に出席してまいりまして、現在の制度では完全に収入がなくなって財産もなくなった段階でしか救えない状況なんです。これでは、いわゆる派遣切り等で仕事はしたい、そういった余力があるのに救えないという現状があります。これから、どのようにそういった方を救うか。これはこれからの検討課題で早急に対処したいと考えております。当市においても派遣切り等で相談に来ている方がたくさんおりますので、何とか対応したいと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そういうことで、ぜひ国のほうも緊急ということで、職や住まいを失った方々への支援の徹底ということで、労働局分野あるいは生活保護分野ということで横断的に指示が来ていると思いますので、ぜひ保護の徹底、それとそういう困窮者の発見、そういうことを含めて実施をしていただきたい。住まいを失った方への住まいの手当というか、そういうものはどんなふうに考えていますか。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 空き家等を利用しまして、そういった方への対応を考えた

いと思っておりますが、現時点では本市においては住まいも失ったという方はおりません。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） これから数十人規模の体制を組んで、本市独自の雇用体制を進めていきたいということであります。4月の月間求人数が求職者数、仕事をしたいということでハローワークに申し込んでいる人が1,242人いるということでございます。恐らく正社員でも会社の経営が非常に厳しいからやめてくれないかということなのですが、会社の都合で離職をするというふうになりますと、雇用調整助成金がもらえなくなるということで、本人の一身上の都合ということで辞表を出して離職証明書をもって、ハローワークへ行くわけですが、その場合には、失業保険をもらうのに4カ月かかっちゃうんですね。そういうような問題がありますので、労働者に被害が及ばないように、それも本人がハローワークに申し出て、ちゃんとそれが認められれば1カ月ですぐに失業保険がもらえる体制にはなるということでございますので、そういう制度上の問題について十分徹底をしていただきたいというふうに思います。

さらに、失業者の国民健康保険税の減免でございます。国民健康保険税は前年の所得に応じて税金を納めるわけでありますが、職を失っているわけですから、国民健康保険税を払えないですね。そうすると保険証をもらえないですから、お医者さんにもかかれないというふうになりまして、これについて国のほうにつきましても、補てん予備金を100億円規模で用意しまして、失業者への国民健康保険税の減免をした、それにつきましても市町村に交付金として補てんするというふうになっているということなのですが、この辺についての対応はどのようにされていますか。ご回答をお願いします。

○議長（水上正治君） 市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） ただいまの国民健康保険税関係でございますが、失業等によりまして、前年より当然所得が大幅に減少するという事も考えられます。そういったことから、2月の市の国民健康保険運営協議会においても、国民健康保険税、そういった失業者等に対する減免規程を設けるということで、現在、その減免規程について率を検討中でありまして、これらにつきましても近日中に規程を制定したいと考えております。

また、この失業にあたりましては、社会保険等が離脱になりますと、当然国民健康保険に加入しなければなりません。そうしますと、国民健康保険税1カ月1万4,660円でございますが、失業者等に対する特例免除という制度があります。こういった方につきましても、あくまでもご相談をいただければ、そういった体制は整っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ぜひそういうことで体制を整えていただきたいと思います。

次に、先ほどの市独自の雇用の保護のための努力ということでありまして、数十人規模で体制をつくり、予算も含めて市独自でいろいろ考えておられるようですが、1つには、国のほうでも今度の14兆円の補正予算の中には7,000億円ありまして、就職、再就職あるいは機能訓練、あるいは職を失った方に、職業訓練のうちにつきましては生活給付金みたいな感じでお金を出してやるというような業務をやるということでありまして、実際にそういうものはハローワークがあたるのかなというふうには思うんですけども、そういう生活給付金みたいなものを支給してきたという実績がない業務のところで作るとい話がありまして、果たしてそれが職業訓練も含めて民間に丸投げになるのではないかとということがいろいろと危惧されていると聞いております。

そういう中で、就職、再就職、雇用相談につきましては、なるべくそういう事業所で雇用を守っていただくようお願いとか、もしそういうものが早目にわかれば、次のところに再就職するための対策とかいうことを行っていただきたいと思うんですが、今までは先ほども言いましたが、職安とかハローワークあるいは労政事務所、こういうところがすべてそういうことを業務として窓口として対応してきたわけでありまして、こういう本当に厳しい情勢でありますから、職安、ハローワーク、これは国の行政ですね、県の労政事務所、これは県であります。そして市町村、これが一体となって協力し合っこそ、雇用対策は総合的に進められるのではないかとこのように思います。

そういう意味では、国の職安、ハローワークを主体とした本来の業務を、本市として就職、再就職あるいは失業者の方のいろいろな対応、雇用安定のための情報交換とか協力とか支援とか、こういうものについての後方支援と言ったらいいんですかね、直接企業に行って雇用調整金に匹敵するようなお金も検討しながら、雇用も許可していただきたいというお願いもして進めていくというお話なんです、その辺、今までの国の行政と地方の行政との縦割りで踏み込めなかったところを、あくまでも国の主体性は尊重しながら、法の体系は尊重しながらも、それこそ市のできる限りの雇用支援を一緒になって進めていただきたいと思うんですけども、市長、その辺答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、まさに議員ご指摘のとおり、経済危機同様に雇用の危機でもございます。そのようなところから、国、県とも連携を図りながら、国、県における雇用、失業対策を踏まえながらも、市独自のでき得る限りのあらゆる救済施策、助成施策を構築していきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ぜひそういうことで進めていただきたいと思うんですが、そういう一生懸命やっている姿が市民にちゃんと伝わらないということでは困りますので、ぜひ体制を組む際には市民によくわかるようにPRもしていただきたいし、受け入れ体制も整えていただきたいし、いろいろな法制度上の問題とか勤労者への生活資金の融資の問題とか、さまざまな制度があるんですが、それが実際に理解されない、わからないということでは進まないということもあると思うので、その辺もぜひ情報を徹底していただいて、失業されないように、また失業された方についても、雇用の安定のためにいろいろな体制を整えていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、農政改革の検討方向の問題についてお尋ねいたします。問題は、単にこれは日本の農業再生ということではなくて、国のほうでお金を出さないで、そして専ら農業所得を上げると言っているんですが、販売量の拡大とか単価の引き上げとかコストの低減とか、経済努力に求めているのが、今の麻生首相が進めている農政改革の中身なんです。

農業は工業や商業と違いまして、そんなにお天気相手に作物をつくるわけですから、工業製品のようなわけにいかないんですよね。経営そのものも家族就労というか、そういうような形で農業を行っているというのが大半なわけですし、そういうような中で私ども日本共産党は、農業再生プランというのを去年の3月に発表したんですけれども、生産コストをカバーする農産物の価格保障とそれを補う適切な所得補償を組み合わせるということを提案しているんです。価格保障、所得補償制度の充実なしには農業所得の増大はないというふうに考えています。

そういう意味で、本当に後継者が育つような農業にするためには、やはり国が食料自給率を今40%を切っておりますが、そういうものを最低でも50%に引き上げるということをきちんと目標にして、そして、そのために農業を国の基幹産業として位置づけて手当をし、支援をするというような政策でなければ、採算は図れないというふうに私は考えます。

そういう意味で、今回、農政改革の中身の中に食料自給率という言葉ではなくて、食料自給力というような用語を使って、食料自給率を引き上げるということを農政の目標から外すということも裏では検討されているというふうに聞いております。これでは日本の農業は保てません。

昨年、食料が世界的に逼迫するというような傾向の中で、福田前首相は自給率の向上にあらゆる努力を払うということをやめたんです。カロリーベースで50%引き上げるというのを政府方針にしたのでありますが、これを根幹にすえないで、単に販売量の拡大だの、単価の向上するようにコストを下げろだのという経営努力だけでは農業は保てないというふうに思うんですが、市長はその辺どのように考えますでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 確かにご指摘のとおりだろうと思います。農政改革に政府も取り組んだところでございまして、その特命チームの今後の答申を見守っていきたいと考えております。基幹の農業をもつ那須烏山市は、やはり何と言っても生産者の所得補償なり、そういった額の補償ができていかないと、これからのこの地の農業も衰退するだろう。衰退するどころか後継者の問題も考えれば、恐らく消滅してしまうのではないかというような危機感を持っておりますので、政府のことは見守りながら進めていかなければならないのは当然でございしますが、そのようなところを加味しながら、さらに市の独自の農政施策を上乗せをして推進をしていくべきだろうと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 先ほど農政課長のほうから農地法の改正問題についてちょっと触れられましたが、今、国会に提出されている改正案は、耕作者みずから所有することが最も適当としている現行法を見直して、農地の効率利用を促進する。専ら利用者主義へと基本理念を改めて所有権は認めないものの、農地の賃借権の存続期間を民法の20年をはるかに超えて50年間の賃借権にして、企業の農業参入に道を開くというような内容になっています。

ここで問題なのは、市町村が今まで小作料を標準としてつくって賃貸借の契約に使っていたんですが、それを廃止するというようなこともあります。あるいはもし、企業が50年間も賃貸借を結んで採算が合わないということで撤退すると、そこはやはり塩漬けになっちゃいますよね。あるいは50年間ですから、ほとんど半世紀にわたってやるわけですから一時流用なんていうことで、今、全国農業会の大会が28日にやられたわけでありましてけれども、そこでは、農地について監視体制を強めるべきだ。なぜならば、そういうものが産業廃棄物投棄などの違反転用につながる恐れがあるということを懸念しているわけでありまして。

あるいは生産調整についても不公平感がないようにとか、農家の所得確保、水田の有効利用、こういう点での助成対策が必要だということを決議されているようであります。また、新規就労者に対しての営農資金や生活安定資金をフランス並みに助成しろというようなことを初めて提唱されたということでもあります。

いずれにしても、本当に農地を荒廃させたのは国の農政の失敗ですよ。そういう中で、農地が結局、戦前の大地主政策の規制地主の反省のもとに、今日の農地法というのはつくられてきたわけですがけれども、そういうものがまたつくられないからと言って、大企業の優良農地が集積されることになるということについて、多くの国民の皆さんから懸念の声が出ているのも実情であります。

そういうことで、本当に日本の農業の再生のために先ほど私が申し上げましたように、自給率の向上と価格の保証、所得保証、今頑張っている農家が営農を継続して生活できる展望をも

たらず農政が求められているというふうに思うんですけども、そういうことをやはり求めるべきではないかなというふうに私は思います。農政課長のこれに対する回答は結構です。

それで次は、塩那台地にかかわる大きな問題であります。先ほど私のほうで質問しました中で、確かに営農推進部会というのがつくられまして、いろいろ検討されているようでありますが、何分これは国営塩那台地開発事業ですから、国営ですから、それを国が移管をして今、県と市町村と塩那台地の土地改良の役員さんとで営農推進部会というのがつくられてやられているわけですが、ぜひとも国、県の責任を明確にして採算の合う作物をつくっていただきたいと思います。

2つ目には、償還金の返済の問題もありますが、担い手育成支援事業等利子補給、こういう国の支援策が平成19年度で終了してしまっているんです。そういう意味で、償還金、滞納金につきまして、今、懸命に返還の努力をされているわけですから、国、県、市町におきましても、ぜひともあらゆる支援体制をお願いしたいと思います。

これは3番目の課題であります。先ほど市長のほうから答弁がなかったのは、用水補給の施設につきましても23年を経過しているという中で、水圧の関係とかいろいろな電気の関係とかで、穴があいたりして排水管が1メートルから3メートルぐらいの地下をいっているようなんですが、そこに親指程度の穴があけば、1メートルぐらいの土が陥没すると懸念されているところが16カ所以上あるというようなお話でございますので、そういうものについても、さらに故障、修理とかメンテナンスの費用も考えられると思います。そういうものについてもぜひ市町村のできる限りの支援をお願いしたいと思うんですが、もう一度簡単で結構でございますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 国営事業で始めたこの塩那台地事業は、本市におきましても大きな課題になってきておりますのは、議員ご指摘のとおりなんですが、市のほうの償還は平成21年度で終わるんですが、やはり償還金で大変苦しんでいる農家が多いものですから、今後も営農部会を中心にそういったところで大分検討されると思いますけれども、施設等の改修費については、5市町、またさらに塩那台地土地改良区とよく協議をしながら、でき得る支援はしていきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ぜひそういうことで、あそこを参加協力された方が本当は収入がないのに償還金に協力されている方もいますし、実際に用水補給でその水で水田が潤っている方もいますから、これは一概には言えませんが、いずれにしても役員さんも心機一転しまして、真剣にその再生に努力されておりますので、行政としてもできる限りの支援対策をお

願いたいということを訴えたいと思います。

次に、公共施設等についてお尋ねいたします。先ほど答弁されましたが、具体的にはその処分するものあるいは公共施設として残すもの、あるいは改良してまた使うものとか、さまざまあると思うんですけれども、きのうも同僚議員の質問にありましたが、また、検討委員会みたいなものをつくって検討するというようなことでは、おくれればおくれるほどその資産価値が下がるものもあると思うんです。だから、そういうのは公共施設の検討委員会でも、この方針につきましては成案化の中で検討を進めるということが最後の1問であります。検討が2年も3年も5年もかかったのでは、本当に資産価値が下がってしまうというふうに思いますので、ぜひ一つ一つについて、特に処分するということを明確にしたものについては早目にその方針を出していただきたい。

私が住んでおります境地区の自警団の巡回パトロールということで週5日間、旧境小学校と旧東小学校を巡回してやっているわけなんですけれども、校舎の表、裏側を巡回し、異常を発見した場合には、地元の駐在所または役所総務課のほうに連絡ということで指示を受けておりますが、これは恐らく年間に幾らということで、巡回の経費を払うと思うんですよね。そういう意味で、なるべくインターネットとかそういうものに資産評価をしてからでしようが、資産評価をして、インターネットに載せて、そして発信するということも含めて、処分するにあたっては有効利用をぜひ早目に進めていただきたいと思うんですが、その辺もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど市長の答弁があったように、本年2月、4地区説明して、私のほうの提案したのがほぼご了解いただいたということで、私も了解しておりますので、したがって、その方針に基づいて売却するもの、貸し付けるもの、当分5年間とかそういうものもございます。したがって、売却、貸付につきましては、当然今、公共用地ですので固定資産税等評価してございませぬので、それらについては鑑定評価を入れて、すぐそういうものを行ってまいりたい。

なお、昨日も答えましたように、何件かそういう問い合わせがございました。また、現地も見させていただいております。ただ、その後の反応がないのでありますが、そういったことも想定されますので、これは早く、本年鑑定評価を入れたいという考え方でございます。よろしくお願ひします。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 即断即決も含めて、よりよい条件の場合にはぜひ対処方をお願いしたいと思います。

それで、(1)のほうはこの方針案を地元の説明してほぼ了解を得られたので、この方針でいくというようなお話だと思います。この2期計画、この中には向田保育園も処分するんですよ。この方針どおりですね。2期計画の中で小木須保育園、境保育園、烏山幼稚園並びに七合中学校につきましては、今、行政財産で生きているものですから、こういうところで論議していかどうか私も懸念しますけれども、計画では平成22年度に七合中学校については統合ということになっておりますが、これについても、この検討委員会の中で、例えば閉校式でも終わった以降、何か方策を考えられるのかどうか。その辺ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） これは昨日もちょっと七合中学校での教育委員会のお話、久保居議員の質問等も南那須地区もございましたが、七合中学校については今年度末、来年の3月31日をもって烏山中学校と統合するわけでございます。したがって、当然七合中学校の地元も統合についての説明会もまたやりますので、その際、また地元のご意見等を伺いながら、七合中学校の跡地をどうするのかということも含めて、本年度検討してまいりたいと思っております。

なお、保育園、幼稚園につきましては、地元、また保護者等についてご説明申し上げることもありますが、それらを含めて今後、保育園、幼稚園等の統廃合についても地元の説明、また保護者にも説明してご理解いただいて、方針を出しますので、その後、その跡地を検討してまいりたいと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ぜひお願いします。

昨日、市の地域防災計画というものをいただいたんですが、この指定避難場所がありまして、この中に旧向田小学校、旧境小学校、旧東小学校、旧興野小学校というような施設もあるわけですが、向田小学校、旧興野小学校につきましては5年間を公共施設として使うということでございますから結構なんですけど、旧境小学校、旧東小学校につきましては、売却あるいは貸付も含めて検討というふうになっておりましたが、この辺の防災関係の指定避難場所ということとの整合性をどうしたらいいかということなんですけど、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 地元説明会等でも例えば那珂川の築堤とか遊水池の関係ですね、そういった話でも防災のお話もございました。したがって、一部旧境小学校でございますが、そこは更地にして広域避難場所にという地元の要望もございました。しかし、大抵の方は売却、

貸付がいいだろうという結論が出ましたので、その方向にあらうかと思いますが、今後、境保育園も含めて、また今の現在の境小学校も含めて、総合的にまたその段階で広域避難場所等についてはその指定の関係、新しく避難場所の設定とかそういうものはその際、昨日説明したように改定を行ってまいりますし、また、地元のご意見等もいただきながらそういうことは設定してまいりたいと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 新聞報道でも進む小学校統廃合ということで、地域づくりの視点も重要ということで報道がされております。学校はその地域の核でありまして、祭りとか運動会を通じて地域との接点は非常に高いわけですよ。そういう意味では、廃校になった地域ではコミュニティの機能を十分生かす必要があるということで、もし生かせるものは向田とか興野なんかはそういうふうになるのかなと思うんですが、地元でそれを十分コミュニティの中心としての利用価値も含めた検討をお願いしたいと思います。

次に、あと5分を切りましたので、母子児童手当と同様に父子手当につきましてもお願いしたいという件であります。私、鹿沼市のほうで条例をもらってまいりました。ぜひ、市のほうでも検討をしていただいて、子供にとっては母子でも父子でも変わらないんですよ。実際に、300万円を切る父子家庭も全国では9万人のうち37%いるということでございますので、本市におきましても福祉の平等という観点から、子供には罪はないわけですから、同じような児童手当相当分の手当をぜひ検討していただきたいと思うんですが、もう一度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど申し上げましたけれども、県への要望とあわせて市の独自の施策も検討してまいりたいと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 国においては2,200億円社会保障カットということの中で、生活保護の母子加算分の廃止ということがされまして、昨日、野党4党でこれをもとに戻せというような提案をしたそうではありますが、実際、本当に母子にしても福祉にしても、母子世帯については77%が貧困世帯と言われております。そういう意味で、子供には本当に罪がないんですけれども、高校に行けないとか修学旅行に行かなくてもいいというような問題も出ておりますので、子供が犠牲になるようなことはやめていただきたいと思うので、ぜひその福祉の向上についてご努力をお願いしたいと思います。

次に、わらび荘についてであります。これも先ほど私のほうで触れましたけれども、県の林務事務所で物見台みたいなものをつくったり、今度駐車場のトイレも水洗化するということ

で整備を図ったり、去年から森林を間伐して整理をする。さらには、ビジターセンターも今、役所のほうに移管されているんですけども、今度の県の未来開拓プログラムの中では、廃止施設の対象になっているんですけども、そういう意味で、バンガローもあるし、総合的にあれを守っていかなくちゃならないわけですが、底地が県のものでありますから、ほかに利用しようと思ってもなかなかできないと思うんですよ。

そういう意味では、ぜひわらび荘の国民宿舎的な運営をやってみたいという方がいれば、それについての存続のための支援をお願いしたいと思うんですけども、もう一度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど市長が答弁しまして、今、かなり老朽化してございまして、また雨漏り等もあります。したがって、そういうことも含めて応募するわけでありまして、そういったことも十分応募される方にご説明しなくちゃなりませんので、そういったものの実情をきちんとお話しして、そういった公募することについては今後進めてまいりたいという考え方でございます。

また、そういった今の現状の宿泊施設等を、これからもできればそういう方がおられれば継続していきたいという考え方でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） わらび荘全体を含めた敷地が県のものでありますので、県のほうで建物はもうやらないというのであれば、土地そのものを市のほうに移管をする。4ページに公の施設の見直しということで、市町村への移管ということがありますので、土地の移管をぜひ応募していただきたいというふうに思いますが。

最後に通学路の安全対策であります。これについてもぜひ県のほうに何か事故があったり、問題があったりしたのでは困りますので、要望をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） さらなる強力な要望活動をしてまいります。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 以上で16番平塚英教君の一般質問は終了いたしました。

休憩せずにこのまま議事を進めていきますので、もう少しご協力をお願いしたいと思います。

◎日程第2 請願書等審査結果の報告について

○議長（水上正治君） 次に、日程第2 請願書等審査結果の報告についてを議題といたし

ます。

去る3月の定例会において継続審査となりました陳情書1件について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長高田悦男君。

〔文教福祉常任委員長 高田悦男君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（高田悦男君） 文教福祉常任委員長の高田でございます。平成21年3月3日の平成21年第1回市議会定例会において付託され、継続審査中の陳情書第1号 物価に見合う年金引き上げを求める陳情書について。

去る6月2日、本会議終了後、第2委員会室において、文教福祉常任委員会の委員6名全員出席のもと、慎重に審査を行った結果、一部反対意見はありましたが、賛成多数により今回は不採択といたしました。

年金制度につきましては、景気及び雇用状況の悪化や、少子化等による財源不足により年々その支給額は減少し、今後早急な制度改革を求められているところであります。しかしながら、議員の皆さんもご承知のとおり、現在世界的な不況の波に我が国も飲み込まれ、国、県、本市においても各種の緊急経済対策を優先的にと、時間、予算を費やしている状況であります。

今回の陳情内容である年金の3%引き上げと無年金者及び低年金者に8万円に達する額の上乗せ支給を完全実施した場合、約6兆円の新たな予算が必要と試算されますが、現在、その財源については存在しないことを考慮いたしますと、本委員会といたしましては陳情内容は理解いたしますが、今回は時期尚早と判断し、不採択と決定したものであります。

以上をもって、請願書等の審査結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、委員長の審査結果報告について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 物価に見合う年金引き上げを求める陳情書についてであります。

今、年金生活者に対する支給額は実質どんどん減らされている。そこへ高齢者の医療とか介護保険料あるいはいろいろな生活関係も含めてどんどん負担が重くなっているという実情であります。社会保障費は毎年2,200億円ずつ削られるもとの、大企業には資金繰りを支援するために事業費20兆円を超える枠組みを用意して派遣切りをどんどん認めている。こういうような国民が犠牲になるような政治がやられているわけでありまして。そういう意味では、本当に生活者の視点からきちんと年金が高齢者に払われないということになりますと、払ってももらえないのでは積まないというような方がふえてしまいます。

また、国会におきましても、年金の国庫負担分を3分の1から2分の1にするという決議が何べんもされているにもかかわらず、それが実現されていないというのも実情であります。そういう意味で、憲法第25条にありますように、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという国の責任を明確にさせるためにも、この物価に見合う年金引き上げを認めるべきだという観点から、私はこの不採択に反対するものであります。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 請願書等審査結果の報告について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 賛成多数。

よって、文教福祉常任委員会の審査結果については、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎日程第3 決議案第1号 とちぎ未来開拓プログラムにおける出先機関の統廃合計画の再検討を求める決議について

○議長（水上正治君） 日程第3 決議案第1号 とちぎ未来開拓プログラムにおける出先機関の統廃合計画の再検討を求める決議についてを議題といたします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

決議案第1号

とちぎ未来開拓プログラムにおける出先機関の統廃合計画の再検討を求める決議について

上記について別紙のとおり提出するものとする。

平成21年6月5日提出

提出者 那須烏山市議会議員 野 木 勝

賛成者 那須烏山市議会議員 高 田 悦 男

賛成者 那須烏山市議会議員 沼 田 邦 彦

○議長（水上正治君） 次に、本案について提出者の趣旨説明を求めます。

9番野木 勝君。

〔9番 野木 勝君 登壇〕

○9番（野木 勝君） 決議案第1号の趣旨説明書。ただいま上程となりました決議案第1号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

財政難に陥っている栃木県は、本年5月に財政健全化を図るため「とちぎ未来開拓プログラム」の試案を発表しました。そして、組織体制のスリム化として、県の出先機関の統廃合の見直しを挙げています。

本市においては、既に烏山青年の家、南那須育成牧場、南那須少年自然の家等の県有施設が廃止されており、昨年度においては烏山林務事務所が大田原林務事務所に統合され、今年度末には烏山女子高等学校が高校統合再編により閉校となるなど、当地域の県有施設の統廃合が急速に進展しております。

この上さらに、南那須農業振興事務所、南那須教育事務所及び烏山土木事務所等が統廃合されて当地域からなくなってしまうことは、本市においても経済の混乱や衰退を招くことは必至であります。したがって、当地域の出先機関の統廃合計画の再検討とその存続について、関係機関に強く要望するものであります。

以上で提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 決議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については、原案のとおり可決し、関係機関あてに提出することに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、ここで市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年第4回那須烏山市議会定例会は6月2日を初日といたしまして、本日まで4日間の会期で開催されました。今期定例会は7議案を上程させていただきましたが、いずれの議案も原案のとおり可決、ご決定賜り、まことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。

また、ただいまは、とちぎ未来開拓プログラムにおける出先機関の統廃合計画の再検討を求める決議について、全会一致で決議をいただきまして、大変ありがとうございます。敬意を表しながら感謝を申し上げる次第でございます。

景気低迷が続いている中での景気底打ちを予感させるような指標も出始めておりますが、我が地方においてはほとんど感じられることなく、企業雇用情勢はますます深刻化いたしております。このような厳しい状況を乗り越えていくためにも、今後とも議員各位のご指導、ご尽力を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

いよいよとうとう梅雨の季節となってまいります。湿度もさることながら、気温の寒暖も甚だしい季節となってまいりますので、議員各位におかれましては健康に十分留意をいただきまして、市政発展のために引き続きご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。

終わりに、定例会無事閉会となりましたこと、重ねてお礼と感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、6月2日から本日までの4日間にわたりました平成21年第4回那須烏山市議会定例会の日程は全部終了いたしました。各位のご協力ありがとうございました。これで平成21年第4回那須烏山市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

[午前11時43分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成21年9月8日

議 長 水 上 正 治

署 名 議 員 五 味 渕 博

署 名 議 員 沼 田 邦 彦